



宮行評委第 号
平成 29 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長 奥村 誠

「南部地区職業教育拠点校整備事業」及び「宮城第一高等学校校舎等改築事業」に係る大規模事業評価について（答申）

平成 29 年 8 月 29 日付け復政第 38 号で諮問がありましたのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 7 項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙 1 及び別紙 2 のとおり答申します。

(別紙1)

南部地区職業教育拠点校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求める

記

- 1 地域に根ざした魅力ある職業教育拠点校の特色を發揮できるよう、農業系学科、商業系学科に加え、商品の企画開発や宣伝広告のデザインなどを学ぶ、県内初のデザイン系学科について、教育内容や連携の在り方等を十分に検討すること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。
- 3 白石川の氾濫等の災害に備え、防災対策を十分に検討すること。

(別紙2)

宮城第一高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 進学拠点校の特色を活かしつつ、学習効果の一層の向上、さらには生徒募集の際の強みの発信につながるよう、共学校として魅力ある学習環境の整備に努めること。
- 2 工事期間中は、生徒等の安全確保及び学習環境の維持に配慮すること。